

特別養護老人ホームらいらっく 入居料金表

R6年10月1日改定

■ 加算内容

①個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	機能訓練指導員の職務に従事する職員を1名以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に算定される加算。
②個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	個別機能訓練加算Ⅰを算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施を行っている場合に算定される加算。
③ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月	評価対象利用者等のADL値の平均がある一定以上満たす場合に算定される加算。
④栄養マネジメント強化加算	11単位/日	栄養ケア計画を立案し、家族の了解を得て開始いたします。
⑤日常生活継続支援加算	46単位/日	介護福祉士の配置率、及び認知症生活自立度の割合が一定基準を満たしています。
⑥看護体制加算Ⅰ	4単位/日	基準値以上の看護師の配置を行っております。
⑦看護体制加算Ⅱ	8単位/日	基準以上の看護師配置かつ医療機関との24時間連絡体制を確保します。
⑧自立支援促進加算	280単位/月	多職種が共同して、自立支援にかかる支援計画等を策定し、支援計画に従ったケアを実施した際に算定される加算。
⑨科学的介護推進体制加算Ⅰ・Ⅱ (ⅠまたはⅡどちらかを算定)	Ⅰ 40単位/月 Ⅱ 50単位/月	入所者ごとのADL値(日常生活の動作)・栄養状態・口腔機能・認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて疾病状況の情報も厚生労働省に提出している時に算定される加算。
⑩夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位/日	基準値以上の夜勤介護職員の配置を行っています。
⑪介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.0%	介護保険単位の総合計の14.0%が加算となります。
⑫地域加算	×10.14	札幌市は「7級地」となります。

■ その他状態に応じて発生する加算の内容

①初期加算 30単位/日 (30日限度)	⑩新興感染症等施設療養費 240単位/月
②外泊時加算 246単位/日	⑪看取り介護加算Ⅰ ・72単位・・・死亡日以前31日以上45日以下について1日につき算定
③療養食加算 18単位 (1回につき6単位/1日に3回を限度)	・144単位/日・・・死亡日以前4日以上30日以下について1日につき算定
④排せつ支援加算Ⅰ (10単位) Ⅱ (15単位) Ⅲ (20単位) /月	・680単位/日・・・死亡日前日及び前々日について1日につき算定
⑤経口維持加算Ⅰ 400単位/月	・1.280単位/日・・・死亡日について1日につき算定
⑥褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3単位/月 Ⅱ 13単位/月 (ⅠまたはⅡのどちらかを算定)	⑫生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位/月 Ⅱ 10単位/月 (ⅠまたはⅡのどちらかを算定)
⑦安全対策体制加算 20単位 (入居時に1回算定)	⑬配置医師緊急時対応加算 通常時 (325単位) 早朝・夜間 (650単位) 深夜 (1300単位) /回
⑧若年性認知症入所者受入加算 120単位/日	
⑨退所時情報提供加算Ⅱ 250単位/回	

■ 介護保険負担限度額認定

- ・介護負担限度額認定制度とは、要件を満たすことで介護保険施設を利用する際の居住費および食費を軽減することができる制度のことです。介護負担限度額認定証、この制度の対象者のみに交付されます。
- ・お住いの自治体に申請すると発行してもらうことができます。申請に関しては毎年申請する必要がございます。
- ・介護保険サービス費は1～3割負担ですが、介護保険施設やショートステイの利用時は、食費や居住費は全額が自己負担額となります。
- ・介護保険負担限度額認定制度を利用することで、全額自己負担額の食費や居住費を要件を満たす場合は上限額が設定され、一定額を軽減することができます。

■ 高額介護サービス費

- ・介護保険では利用者負担段階に応じて、利用した月の利用者負担合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定の額を超えたときにあとから支給（払い戻し）される制度です。お住いの自治体に申請手続きが必要となります。

■ 社会福祉法人等による低所得者負担の軽減

- ・市町村民税非課税世帯で以下の条件が全て該当となる方のうち生計が困難なものと市町村が認めた場合、ご利用負担が軽減される場合があります。
- ・軽減の程度は利用者負担分（介護保険の1割・食費・居住費）の4分の1が基本原則とされていますが、詳細は市町村が申請者個別に決定を下し、利用者負担軽減認定証に記載された金額が対象となります。
- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・負担能力のある親族に扶養されていないこと。介護保険料を滞納していないこと。